

## 第1回 明石市自治基本条例市民検証会議 議事概要

日 時：2024年9月30日（月）13：00～14：40

場 所：パピオスあかし6階 健診室AB

出席委員：新川会長、丸山副会長、有年委員、大野委員、石井委員、崎野委員、堀内委員

---

### 1. 委嘱状交付

丸谷市長より、各委員へ委嘱状を交付。

### 2. 丸谷市長あいさつ

この度は、第1回明石市自治基本条例市民検証会議を開催できることを大変喜ばしく思っている。皆様には、公私ともにご多忙にも関わらず、委員にご就任いただき心から感謝申し上げます。

自治基本条例は、市民、市議会、地域団体など多くの方々の参画と協働によって制定された本市のまちづくりの方針であり、最高規範と位置付けられている。そのため、市長は、自治基本条例にのっとり、市政を運営していく必要がある。

私は令和5年5月に市長に就任したが、最初の職員への話の中で、「自治基本条例の遵守」を誓った。自治基本条例の前文にもあるが、私は市民の皆様が、この明石のまちを、いつもでも暮らし続けたい、誇らしいと思えるようなまちにしたいという、自治基本条例の精神に基づき、市民目線でのまちづくりに日々取り組んでいる。

こうした中、皆様には本市の「これまで」と「今」の取組が条例に基づき適正に運用されているか等について検証をいただく。私は令和5年5月に市長に就任して以降、毎月市民との対話の場「タウンミーティング」を重ね、間もなく参加者は延べ1,000人を超える。しかし、30万人の1,000人であるため、もっと市民の声を聴くために、横展開として「市民ファシリテーター養成講座」を開催し、市民100人弱のファシリテーターを養成している。また、市職員も対話の場を各部局で作るため、職員ファシリテーターの養成も進めており、全係長級職員約300人が研修を受講している。このように「対話と共創」、市民参画をしっかりと進めているので、そういった観点も評価していただきたい。

皆様の貴重な声が「これから」の明石を築く礎になると考える。検証にあたり、新川先生・丸山先生をはじめ委員の皆様には、本市の様々な審議会委員として、あるいは地域のまちづくりの担い手として、市政の各般に渡り多大なご協力を賜っている。皆様の深い知識と豊かな経験に基づき、専門的かつ市民目線でのご意見をお願いします。また、公募委員には、子育て世代の父親と現役大学生に就任いただいた。現在と将来の明石のまちづくりを担っていただく方の代表として、率直な意見を期待している。

最後になるが、長期間にわたる検証になるが、明石の将来のため、皆様の熱心な議論に期待している。どうぞよろしくをお願いします。

### 3. 委員について

#### ●委員自己紹介

#### ●事務局自己紹介

#### 4. 会長・副会長選任

事務局：明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱第5条第1項に、「市民検証会議に会長及び副会長を置き、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。」と規定している。会長には行政学、地方自治論、公共政策論に精通される、同志社大学名誉教授の新川委員が、副会長には、憲法や情報公開、個人情報保護等の行政法に精通される、関西学院大学司法研究科教授の丸山委員が適任だと考えるがいかがか。

委員全員：拍手で承認

事務局：それでは、新川委員に会長を、丸山委員に副会長をお願いする。また、明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱第5条第2項には、「会長は、市民検証会議を代表し、会務を総理する。」と規定していることから、新川会長に議長をお願いする。

#### ●会長あいさつ

自治基本条例について多少の経験があるので、これからの明石の自治を発展させていくような検証を念頭に置いて進めていきたい。自治基本条例は日本全国 1,700 以上ある自治体の中、400 団体以上で制定されており、自治体の標準装備になりつつある。

自治基本条例は中身があるものとして、それぞれの自治に活かされているかどうか的大事であるが、その実現が難しい。地域の個性やその時々々の社会情勢の変化が重なる中で、自治基本条例の考え方に沿って全てが上手く進んでいくことは難しい。各自治体はそこを補おうと条例改正をしたり、関連する制度を作ったり、運用面で解釈をしたり、現場で応用していく方法を工夫している。今回、自治基本条例の検証は2回目であるため、自治基本条例をどのように市民のものにしていくのか、発展を遂げていくのか、そうした観点から一緒に検証できればと思う。

自治基本条例は、変化にこたえて次の社会につなげていく条例であってほしい。コロナ禍やこども問題、環境・経済等、考えなければならないことが増えてきている実情が条例より先に進んでいるが、この条例でその変化に適用できるのか、十分なのかも考えたい。一方でこの条例を変える必要があるのかという観点も大切。地域のまちづくりの実情も踏まえながら、しっかりと検証したい。

#### ●副会長あいさつ

自治基本条例は、憲法のような位置づけになると思う。憲法の授業では、最初に憲法の分類で、名目的憲法と規範的憲法の2つの分類あることを話す。名目的憲法は、簡単に言えば「名ばかりの憲法」であり、素晴らしい理念を謳っていても実現に至っていないというもので、一昔前の日本もややそれに近いところがあった。一方、規範的憲法は、理念が規範的にも実現している状態であること。できれば明石市自治基本条例も規範的憲法であれば良いなと期待している。

先ほど委員より、ストレートな思いで「明石が好き」という発言があり、非常に感銘を受けた。自分が住んでいるまちに対してストレートな愛着があることは幸せなこと。また、明石市は近年注目を集めている自治体であり、特徴のある市の検証に参加できることを光栄に思うと共に身の引きしまる思いである。是非とも皆様と一緒にしっかりと検証できればと思う。

## 5. 会議について

会長：本日は第1回の会議であるため、会議の進め方の確認をしたい。事務局から説明をお願いする。

事務局：資料2「明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱」、資料3「会議の運営方針について」について説明。

会長：何か意見等はあるか。

委員：傍聴者は発言できるのか。

会長：審議会型の会議で発言ができるのは審議会委員と審議会が発言を求めた方に限られる。傍聴者は、基本的に発言の権利はない。しかし、傍聴者もさまざま意見をお持ちであろうから、事務局に意見をお届けいただければ、その意見は委員間でも共有させていただく。

## 6. 明石市自治基本条例の検証について

会長：それでは、次第6「明石市自治基本条例の検証について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4「明石市自治基本条例の検証について」、資料5「明石市自治基本条例検証報告書（素案）」、資料6「明石市自治基本条例検証報告書（素案）へのパブリックコメント一覧」、資料7「明石市自治基本条例検証に係る市議会議員からの意見一覧」、参考資料について説明。

会長：何か意見等はあるか。

委員：検証報告書（素案）を読んだが、予算等の記載が無い中で、費用対効果等をどのように評価すれば良いのか。

事務局：検証項目に「効果・効率性」がある。広報制度の場合、広報あかしの発行や市ホームページのランニングコストが必要経費として挙げられるが、制度の説明資料の中で、予算や実際にかかった経費を示すと思われる。皆様には、検証項目についての具体の根拠・挙証資料として、検証シートと補足資料を基に評価をしていただきたい。検証報告書は、皆様の意見・評価を取りまとめた後に作成する最終的なダイジェスト版になる。

## 7. 今後のスケジュールについて

会長：それでは、次第7「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料8 明石市自治基本条例市民検証会議開催スケジュール（予定）について説明。  
次回会議、可能であれば、今年度内の会議日程を決めておきたい。

事務局：日程調整の結果、第2回会議 11月25日（月）午前9時30分～、第3回会議 1月30日（木）午後2時～、第4回会議 3月24日（月）午後2時～とする。後日、文書で開催案内を送付する。

会長：次回から本格的な検証に入っていくことになる。委員の皆さまの活発なご議論をいただきながら、進めていきたい。

事務局：本日は議事進行・運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。第2回の検証会議は、11月25日（月）午前9時30分からとし、「広報制度」「情報公開制度」「個人情報保護制度」を検証する。現時点での資料の暫定案は、机上配付している。正式な資料は、2週間前までに市ホームページで公開するとともに、会議当日に改めて配付する。  
なお、検証を控える制度について、疑問・質問等があれば、各制度所管課や事務局に遠慮なく尋ねて欲しい。所管課への連絡先は改めてお伝えする。  
それでは、第1回明石市自治基本条例市民検証会議を閉会する。どうもありがとうございました。